

東郷町男女共同参画に関する住民意識調査

【調査のご協力についてのお願い】

日頃は、町政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本町では、平成 20 年に「東郷町男女共同参画プラン」を策定し、平成 23 年には「東郷町男女共同参画推進条例」を制定するなど、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、様々な取組を進めてまいりました。

今回の調査は、これまでの取組や社会情勢の変化を踏まえ、次期「東郷町男女共同参画プラン」の施策検討に必要な基礎資料とするため、町内にお住まいの満 18 歳以上の方から無作為に 2,000 人を抽出し、皆さまの日頃の生活や考えをお聞きするものです。

お忙しいところとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和 8 年 10 月 東郷町長 石橋 直季

回答にあたってのお願い

- 回答は無記名です。ご回答いただいた内容については、統計的集計・分析を行い、調査目的以外には一切使用しません。また、ご回答内容や個人情報を個別に公表するようなことは一切行いません。
- 調査票の宛名のご本人の考えでお答えください。
ご本人の記入・入力が難しい場合は、ご本人と相談の上、代理の方がご記入・入力ください。
- 回答にあたっては、自分の考えに最も近い番号に○をつけてお答えください。
- 選択肢「その他」を選ばれた場合は（ ）内に具体的な内容をご回答ください。

回答期限 令和 8 年 11 月 4 日（水）

回答方法①、②のいずれかでご回答ください。

〈回答方法① 郵送での回答の場合〉

- ・ 回答後の調査票を同封の返信用封筒に入れて、
回答期限までに郵便ポストに投函してください（切手不要）。

〈回答方法② Web での回答の場合〉

- ・ この調査はパソコンやスマートフォンでも回答することができます。
- ・ URL または右の二次元コードから Web ページにアクセスしてください。
- ・ 下記 ID とパスワードを入力し、回答期限までにご回答ください。

▲ Web 回答用
二次元コード

URL : <https://src.webcas.net/form/pub/src/>●●●

ID	gme0001	パスワード	gv4ykn
----	---------	-------	--------

■本調査に関する問い合わせ先■

東郷町役場 くらし健康部 地域協働課 地域協働係
電 話 0561-56-0727 FAX 0561-38-7933
Eメール tgo-chiiki@town.aichi-togo.lg.jp

次のF 1～F 6について、あてはまる番号に1つずつ○印をおつけください。

2

問1 次にあげる分野などでの男女の地位の平等感についてあなたはどのように思いますか。

(A～Hそれぞれについて、1つに○)

	男性の方が 非常に優遇されている	どちらかといえば男性 の方が優遇されている	平等	どちらかといえば女性 の方が優遇されている	女性の方が 非常に優遇されている	わからない
A 家庭生活における平等感	1	2	3	4	5	6
B 職場における平等感	1	2	3	4	5	6
C 学校教育の場における平等感	1	2	3	4	5	6
D 地域活動の場における平等感	1	2	3	4	5	6
E 政治の場における平等感	1	2	3	4	5	6
F 法律や制度の上での平等感	1	2	3	4	5	6
G 社会通念・慣習・しきたりなど における平等感	1	2	3	4	5	6
H 社会全体における平等感	1	2	3	4	5	6

問2 以下の考えについて、あなたはどのように思いますか。(A～Dそれぞれについて、1つに○)

	賛成	どちらか といえば賛成	どちらか といえば反対	反対	わからない
A 結婚は個人の自由であるから、 結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
B 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ	1	2	3	4	5
C 結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要は ない	1	2	3	4	5
D 望まない妊娠をした場合、中絶（人工妊娠 中絶）をするのは、やむをえない	1	2	3	4	5

問3 子どもの育て方について、「男の子らしく・女の子らしく」性別で区別して、しつけや教育することについて、どう思いますか。(1つに○)

- 1 性別で区別して育てた方がよい
- 2 性別で区別せず育てた方がよい
- 3 どちらともいえない

問4 あなたの家事・育児・介護に関わる1日(平日)の時間を教えてください。(1つに○)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 全くしない | 6 1時間30分～2時間程度 |
| 2 0～15分程度 | 7 2時間～3時間程度 |
| 3 15分～30分程度 | 8 3時間～4時間程度 |
| 4 30分～1時間程度 | 9 4時間～5時間程度 |
| 5 1時間～1時間30分程度 | 10 5時間以上 |

問5 家事などの分担についておたずねします。あなたの家庭では、次のA～Iのことは、主に誰の役割ですか。A～Iそれぞれについて、1つずつ番号に○印をつけてください。誰もしていない場合は「該当しない」に○印をつけてください。

	自分	配偶者	子ども	家族全員	その他の人	該当しない	わからない
A そうじ	1	2	3	4	5	6	7
B 食事のしたく	1	2	3	4	5	6	7
C 食後の後かたづけ、食器洗い	1	2	3	4	5	6	7
D 洗濯	1	2	3	4	5	6	7
E 乳幼児の世話	1	2	3	4	5	6	7
F 子どもの教育	1	2	3	4	5	6	7
G 介護等を要する人の介護	1	2	3	4	5	6	7
H PTA、子ども会の会合・活動	1	2	3	4	5	6	7
I 区・自治会の会合・活動	1	2	3	4	5	6	7

問6 生活の中での、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」（地域活動・学習・趣味・付き合い等）の優先度についておたずねします。下記の選択肢の中からあなたの希望に最も近いもの、現実（現状）に最も近いものをそれぞれ選んでください。
（あなたの①希望、②現実を1～8の中からそれぞれ1つずつ選んで番号を回答欄に記入）

- 1 「仕事」を優先したい/している
- 2 「家庭生活」を優先したい/している
- 3 「地域・個人の生活」を優先したい/している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい/している
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい/している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい/している
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をどれも優先したい/している
- 8 わからない

①希望	②現実

問7 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。（1つに○）

- 1 女性は職業をもたない方がよい
- 2 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 4 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- 5 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 6 その他（ ）
- 7 わからない

問8 働いている女性の方におたずねします。仕事をするうえで、次のような悩みは、ありますか。
（1つに○）

- 1 会社が女性に機会を与えない、男尊女卑の社風がある
- 2 社内に手本の女性管理職や上司がいない、相談できる女性がない
- 3 同性（女性）社員の努力が足りない、甘えている、意識が低い
- 4 男性社員とのコミュニケーションがうまくいかない
- 5 仕事と家庭の両立が難しい
- 6 その他（ ）
- 7 困ったり、悩んだことはない

問 9 あなたは、女性が出産後も離職せずに職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 保育所や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備
- 2 介護支援サービスの充実
- 3 家事・育児支援のサービスの充実
- 4 男性が家事・育児・地域活動等を行うことへの理解・意識改革
- 5 女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革
- 6 働き続けることへの女性自身の意識改革
- 7 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革
- 8 職場における育児・介護との両立支援制度の充実
- 9 短時間勤務制度の義務化などの法令の遵守
- 10 在宅勤務制度などの推奨
- 11 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止
- 12 その他 ()
- 13 特にない
- 14 わからない

問 10 女性があまり進出していない分野に女性の進出を進めていくために、どのような措置をとるのがよいと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 政党が、選挙の候補者に一定の割合で女性を含めるようにする
- 2 国や地方自治体の審議会・委員会の委員などに女性を優先的に任命する
- 3 国や地方自治体が、公共事業の発注に当たって女性を積極的に活用する企業などを優遇する
- 4 国や地方自治体が、女性を積極的に活用する企業などに助成を行ったり、税を軽減したりする
- 5 国や地方自治体が、職員の採用や管理職への登用などで女性の数や比率を定める割当制(クォータ)を設けるようにする
- 6 国や地方自治体が自主的に、女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の進出を促す計画を策定する
- 7 企業が、社員の採用や管理職への登用などで女性の数や比率を定める割当制(クォータ)を設けるようにする
- 8 企業などが自主的に、女性社員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性社員の進出を促す計画を策定する
- 9 理工系などの女性の少ない大学の学部への進学を促すため、啓発や情報提供などの支援を行う
- 10 女性の起業家に対し、融資などの支援を行う
- 11 その他 ()
- 12 わからない

問 11 男性の育児休業について、どうお考えですか。(1 つに○)

- 1 男性は育児休業を積極的に利用すべきである
- 2 男性も育児休業が取れることは賛成だが、現実には取りづらいと思う
- 3 乳児は母親が面倒をみるべきであり、男性が育児休業を取る必要はない →

問 12 へ

問 11－1 「問 11 で 1 または 2 と答えた方」におたずねします。

男性の育児休業の取得を促進するうえで、何が必要だと思いますか。(1 つに○)

- 1 育児休業取得を後押しするための法制度や支援制度の充実（所得補償等）
- 2 企業による育児休業を取得しやすい職場環境の整備
- 3 上司や同僚など職場の理解の促進
- 4 男性自身の育児休業取得や育児参加に対する意識の向上
- 5 社会全体で男性の育児休業取得を後押しする意識づくり
- 6 その他（ ）

問 12 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること
- 4 周囲の人が家庭内の役割分担について当事者の考え方を尊重すること
- 5 男性が家事、子育て、介護、地域活動に取り組むことを社会全体で評価すること
- 6 テレワークなど多様な働き方を普及させることで、仕事以外の時間を確保しやすくすること
- 7 男性の家事、子育て、介護、地域活動への関心を高めること
- 8 男性が家事、子育て、介護などに必要な知識や技術を身につけること
- 9 男性同士が家事、子育て、介護、地域活動について交流できる場を増やすこと
- 10 男性が仕事と家庭の両立などについて相談しやすい環境を整えること
- 11 その他（ ）
- 12 特に必要なことはない

問 13 交際相手や配偶者から次のようなことをされたことがありますか。

(A～Dそれぞれについて、それぞれ1つに○)

	何 度 も あ っ た	1、 2 度 あ っ た	ま っ た く な い
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
C 生活費を渡されなかったり、給料や貯金を勝手に使われたり、外で働くことを妨害された	1	2	3
D いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

問 13-1 「問 13 で 1 または 2 と回答した方」におたずねします。そのような行為を受けた後、だれか（どこか）に打ち明けたり、相談したりしましたか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| 1 親や親戚などの身内 | 6 男性 DV 被害者ホットライン |
| 2 友人・知人 | 7 法務局、人権擁護委員、法テラス |
| 3 市役所・町村役場 | 8 民間の専門機関や医療機関（弁護士、病院など） |
| 4 警察 | 9 だれにも相談しなかった ----- |
| 5 配偶者暴力相談支援センター | 10 その他（ ） |
- (愛知県女性相談支援センター、名古屋市配偶者暴力相談支援センターなど)

問 13-2 「問 13-1 で 9 と回答した方」におたずねします。

だれにも相談しなかった理由は何ですか。(○はいくつでも)

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかった
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかった
- 3 相談してもムダだと思った
- 4 相談したことがわかった、仕返しされと思った
- 5 自分さえ我慢すればいいと思った
- 6 世間体が悪いと思った
- 7 他人を巻き込みたくなかった
- 8 そのことについて思い出したくなかった
- 9 自分にも悪いところがあると思った
- 10 相談するほどのことではないと思った
- 11 その他（ ）

問 14 配偶者や恋人からの暴力（DV）を受けた時の相談できる機関や窓口として、知っているものはどれですか。（○はいくつでも）

- 1 町役場（女性悩みごと相談など）
- 2 警察
- 3 愛知県女性相談支援センター
- 4 男性 DV 被害者ホットライン
- 5 法務局、人権擁護委員、法テラス
- 6 民間の専門機関や医療機関（弁護士、病院など）
- 7 その他（具体的に _____）
- 8 知っているものはない

問 15 配偶者や恋人からの暴力（DV）に対して、行政はどのような対応をする必要があると思いますか。（○は 3 つまで）

- 1 広報誌やパンフレットなどで、啓発する
- 2 DV 被害者のための相談体制を整える
- 3 DV 被害者が逃れるための緊急一時保護施設（シェルター）の活動を支援する
- 4 DV 被害者が自立して生活できるよう支援する
- 5 DV 被害者に対する（自立支援のための）カウンセリング体制を整える
- 6 加害者に対するカウンセリングなど、再発防止に向けた取り組みを進める
- 7 男女の人権尊重について、学校や職場において啓発する
- 8 その他（ _____）

問 16 貧困や DV、性暴力などに直面する女性への自立に向けて公的支援を強化していくため、令和 6 年 4 月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。このことについてあなたが特に取り組む必要があると思うものを教えてください。（○は 3 つまで）

- 1 気軽に相談できる窓口や相談体制づくり
- 2 必要な支援や相談先について、わかりやすい情報提供
- 3 専門的な知識を持つ相談員などによる支援の充実
- 4 訪問などにより、支援が必要な人に支援を届ける取組の充実
- 5 緊急時に避難できる場所（シェルターなど）の提供
- 6 安心して過ごしたり、相談したりできる居場所づくり
- 7 食料や衛生用品の配布など生活面での支援
- 8 相談窓口の連携など分野横断的な仕組みづくり
- 9 地域や周囲の理解を深めるための取組
- 10 その他（ _____）
- 11 特にない

問 17 多様な性への理解について、特に課題だと思うことは何ですか。(○は3つまで)

- 1 本人の意思に反して「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること
- 2 LGBTQ などについて正しい知識を得る機会がないこと
- 3 家族や友人から理解されないこと
- 4 学校や職場でいじめやいやがらせを受けること
- 5 就職や職場において不利な扱いを受けること
- 6 相談場所がないこと
- 7 異性愛を前提とした教育を受けること(性教育、道徳など)
- 8 法律上、同性婚が認められていないこと
- 9 トイレ、更衣室など男女の別しかなく、バリアフリーとなっていないこと
- 10 制服などで男女の別を決めつけること
- 11 企業が提供するサービスにおいて、戸籍上の性別に基づいた利用を求められること
- 12 その他()
- 13 特にない
- 14 わからない

問 18 地域活動の中で、男女共同参画の視点からどのような問題があると思いますか。
(○はいくつでも)

- 1 女性のみがお茶くみや片づけなどの雑務をしている
- 2 仕事をもつ男性の地域活動への参加が少ない
- 3 役職には男性が就き、女性は補助的な役割であることが多い
- 4 女性が役職に就きたがらない
- 5 女性が発言しづらい、表に出づらい雰囲気がある
- 6 その他()
- 7 特に問題と感ずることはない
- 8 わからない

問 19 災害時の避難所運営について、男女共同参画の視点から取り組む必要があると思うものは何ですか。(○は3つまで)

- 1 避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、女性と男性がともに参加すること
- 2 男女別トイレや洗濯干場、授乳室の設置など、避難者のニーズに配慮すること
- 3 生理用品や育児・介護用品などが円滑に配布される体制を整えること
- 4 女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割分担意識を解消すること
- 5 避難所生活での悩みや困りごとを相談できる体制を整えること
- 6 性暴力やDV等の被害防止と、被害者への支援体制を充実させること
- 7 その他()
- 8 特に必要だと思うことはない
- 9 わからない

問 20 次の1～8の言葉のうち、この調査に回答する以前に、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものはありますか。(○はいくつでも)

- 1 男女共同参画社会
- 2 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）
- 3 ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）
- 4 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）
- 5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- 6 DV（ドメスティック・バイオレンス/親密な関係の人から受ける暴力）
- 7 LGBTQ（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クィア・クエスチョニング）
- 8 SOGIE（ソジー/性的指向、性自認及びジェンダー表現）
- 9 見たり聞いたりしたものはない

問 21 問 20 で「見たり聞いたりしたことがある」と回答した言葉についておたずねします。その言葉の意味をどの程度理解していますか。（A～Hそれぞれについて、1つに○）

	理解している	概ね理解している	あまり理解していない	理解していない
A 男女共同参画社会	1	2	3	4
B ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	1	2	3	4
C ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）	1	2	3	4
D リプロダクティブ・ヘルス/ライツ （性と生殖に関する健康と権利）	1	2	3	4
E ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1	2	3	4
F DV（ドメスティック・バイオレンス/親密な関係の人から受ける暴力）	1	2	3	4
G LGBTQ（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クィア・クエスチョニング）	1	2	3	4
H SOGIE （ソジー/性的指向、性自認及びジェンダー表現）	1	2	3	4

問 22 男女共同参画社会の形成に当たって、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 法律や制度の面で見直しを行う
- 2 女性を政策決定の場に積極的に登用する
- 3 各種団体の女性のリーダーを養成する
- 4 職場における男女の均等な取扱いについての周知徹底が図られるよう企業等に働きかける
- 5 女性の就労の機会を増やしたり、従来女性の就労が少なかった分野などへの女性の進出を促進するため職業教育や職業訓練を充実する
- 6 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する
- 7 学校教育や社会教育等の生涯教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
- 8 女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などのセンターを充実する
- 9 各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する
- 10 広報誌やパンフレットなどで、男女の平等と相互の理解や協力について PR する
- 11 ワーク・ライフ・バランス実現に向けた施策を行う
- 12 性に起因する人権侵害に対する施策を行う
- 13 その他 ()
- 14 特にない

男女共同参画について何かご意見がありましたら、自由にお書きください。

アンケート調査へのご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒に入れ 11月4日(水) までにポストに入れてください。